

配信先：文部科学記者会、筑波研究学園都市記者会
解 禁：平成28年4月6日（水） 午前11時



平成28年3月30日

報道関係者 各位

国立大学法人筑波大学
国際基督教大学

国立大学法人筑波大学と国際基督教大学の大学間連携協定締結に伴う 調印式の開催について

国立大学法人筑波大学と国際基督教大学は、**キャンパス機能を相互に共有し、両者の教育研究資源を積極的に活用した教育を展開することで、学生・教職員のモビリティを高め、教育研究力を互恵的に向上させる取組を展開し、両者におけるトランスボーダー化を推進することを目的とした Campus-with-Campus と位置付ける大学間連携協定を締結することとなりました。**

つきましては、下記のとおり、調印式及び合同記者会見を実施しますので、是非、ご取材においでくださるよう、ご案内申し上げます。

記

日 時：平成28年4月6日（水） 11:00～11:30

場 所：筑波大学東京キャンパス文京校舎3階337会議室（東京都文京区大塚3-29-1）

出席者： <<筑波大学>>

永田 恭介 学長

伊藤 眞 副学長（教育担当）

パトソ キャロリン ファーソ 副学長（国際担当）

佐藤 稔晃 教育推進部長

<<国際基督教大学>>

日比谷潤子 学長

森本あんり 学務副学長

溝口 剛 教授

円谷 恵 大学事務局長

【交通アクセス】

(http://www.tsukuba.ac.jp/access/bunkyo_access.html)

※地下鉄丸ノ内線茗荷谷駅下車 出口1より徒歩2分



【本件に関する照会先】

■筑波大学スーパーグローバル大学事業推進室課長 関 瑞穂

Tel : 029-853-5807 E-mail : seki.mizuho.fw@un.tsukuba.ac.jp

■国際基督教大学大学事務局長・スーパーグローバル大学創成推進室室長補佐 円谷 恵
パブリックリレーションズ・オフィス室長／行政事務部長 橋本 明子

Tel : 0422-33-3040 E-mail : pro@icu.ac.jp



国立大学法人筑波大学と国際基督教大学の大学間連携協定締結について

《趣 旨》

今後急速に少子化が進むことから、日本の大学は少子化対策とともに、優秀な学生の確保が必要であり、このことに対応するためには、大学の資源・強みを活かし、国公立の枠を超えたトランスボーダーな連携強化を図る必要がある。

筑波大学と国際基督教大学（以下「ICU」という。）における大学間連携は、Campus-with-Campus（以下「CwC」という。）と位置づけ、キャンパス機能を相互に共有し、両者の教育研究資源を積極的に活用した教育を展開することで、学生・教職員のモビリティを高め、教育研究力を互恵的に向上させる取組を展開し、両大学におけるトランスボーダー化を推進することを目的として締結するものである。

《筑波大学とICUが連携する理由》

国際基督教大学(ICU)は、日本でも有数のリベラルアーツ教育を実施するとともに、英語で授業を行う科目も充実している。一方、学生が希望する専門分野の専門教育（特に理系・医学医療系分野）における教育体制は不十分である。

筑波大学は総合大学であり幅広い分野において専門性の高い教育を実施しているものの、英語による教養教育の実施は、G30 コース（英語プログラム）のみで実施されているだけで不十分な状況である。

このため、両大学はそれぞれの資源・強みを活かし、協働して人材育成を図っていくために、大学間連携協定を締結するものである。

《具体的な施策》

■ 共通

- 派遣・受け入れプログラムの共同開発・共同実施
- 両大学が合同で科目を開設

■ ICU の筑波大学活用

- 医学医療系、スポーツ科学系、芸術系等の卒業研究を筑波大学において指導
- 筑波大学海外オフィスの利用
 - ・筑波大学には海外オフィスが13か所（チュニス、ボン、タシケント、アルトマイ、台湾、北京、上海、ホーチミン、クアラルンプール、ジャカルタ、ボルドー、アーバイン、サンパウロ）あり、これらを活用した国際戦略を展開
- 筑波大学の基礎科目を履修
- 筑波大学の協定校にICU 学生が留学
 - ・筑波大学は、東南アジア、アフリカ、中東、中央アジア方面にも多くの協定校があり、ICU 学生の幅広いニーズに対応が可能

■筑波大学のICU活用

○ICUの基礎科目（英語開講科目を中心）を履修

○ICUの協定校に筑波大学学生が留学

- ICUの協定校は、ヨーロッパ、アメリカ方面が多くプログラムも充実しているため、筑波大学学生のニーズに対応が可能。

《これまでの学生交流とは異なる点》

- Campus-with-Campus（以下「CwC」という。）のもと、キャンパス機能を相互に共有し、トランスボーダー化を推進すること。
- 両大学の学生は、相互の大学において、自大学のキャンパスで学習しているような学習環境となる。
- 本協定においては、受け入れ人数の制限は設けていない。